

とっとりサウナツーリズム推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、とっとりサウナツーリズム推進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取県内の民間事業者による本県の地域資源を生かしたサウナ施設の整備や観光メニューの造成等に対する支援を通じて、本県サウナの魅力を広く発信し、とっとりサウナツーリズムの促進を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額から、当該対象事業に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とし、同表の第5欄に定める額を限度とする。

3 同一の事業実施主体による申請は、同一年度1回に限るものとする。

4 本補助金とは別に県から同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としないものとする。

5 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、原則として、補助事業実施の20日前までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業ごとに別表の第6欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(財産の処分制限)

第8条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

（1）取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

（2）その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして交流人口拡大本部長が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

（消費税及び地方消費税の取扱い）

第9条 本補助金の交付等に関する手続きにおいては、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の額は含めないものとする。ただし、地方公共団体、免税事業者、簡易課税事業者及び特定収入割合が5%超の公益法人等は、この限りではない。

（雑則）

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、交流人口拡大本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月24日から施行し、令和7年度事業から適用する。

別表（第3条、第6条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額	6 重要な変更
とっとりサ ウナツーリ ズム推進事 業	県内民間事業 者 （複数の民間 事業者による グループ又は 団体含む）	（1）鳥取県産木材を使用した サウナ施設の整備に要する経費 ・工事請負費 ・備品等購入費 など （2）サウナを核に鳥取県の地 域資源（自然、素材、特産物、 伝統文化等）を活用した観光メ ニューづくりに要する経費（一 過性のメニューにとどまらず継 続的な実施が見込まれるもの） （3）鳥取県の地域資源（自 然、素材、特産物、伝統文化 等）を活用したサウナグッズの 新しい商品開発・製作に要する 経費 ・機械器具及び消耗品の借用に 要する経費 ・原材料又は副資材の購入に要 する経費 ・外部専門家からの技術指導、 新商品のブランディング・プロ デュースに係る指導に要する経 費 など （4）その他補助事業を実施す るために必要な経費	1／2	1, 0 0 0 千円	（1）本補助金の 増額を伴うもの （2）交付目的に 特に影響を及ぼす と認められる内容 の変更

※とっとりサウナツーリズムの促進につながる内容であること。

※サウナ施設を整備する場合は、鳥取県産木材をその体積の半分以上使用するものとし、樹種、産地及び使用量が分かる書類の写しを提出すること。

※サウナ施設は、事業の用に供するものに限ることとし、設置に係る法令等の要件を全て満たすこと。

※観光メニューの造成に要する設備・機械・器具等の購入費、実施事業主体関係者の人件費は補助対象外とする。

※観光メニューの造成については、事業実施主体が所管する施設等を中心として、鳥取県内の周遊観光につながる内容とすること。

※サウナグッズはサウナ前後、サウナ中に使用が想定されるものとする。

年度とっとりサウナツーリズム推進事業計画（報告）書

1 申請者

申請者団体名及び 代 表 者 名	
担 当 者 名	
連絡先（電話番号）	

2 事業の概要

（1）事業目的 （2）事業内容 （3）実施場所 （4）実施期間 （5）実施体制 （6）ターゲット（年齢層・性別・エリア等） （7）見込まれる効果（事業成果） （8）次年度以降の展開案 （9）その他参考となる事項 （10）他の補助金の活用の有無（有・無） ※「有」、「無」のいずれかに○をしてください。 ※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。 （11）消費税の取扱い いずれか一つを選択して○をしてください。 （ ）①地方公共団体 （ ）②免税事業者 （ ）③簡易課税事業者（確定申告月： 月申告） （ ）④特定収入割合が5%超の公益法人等 （ ）⑤上記4のいずれでもない 【補助対象経費における消費税の取り扱い】 ①、②、③、④の場合：消費税額を補助対象経費に含めて補助金算定基準額を算定する。 ⑤の場合：消費税額を補助対象経費に含めないで補助金算定基準額を算定する。 【添付（追加提出）資料】 ②の場合 補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業主の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び決算書等、免税事業者であることを確認できる資料。 ③の場合
--

補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）

※確定申告が当該補助金の交付申請日以降の場合は、確定申告後、速やかに提出すること。

④の場合

特定収入の割合を確認できる資料。

様式第2号（第4条、第7条関係）

年度とっとりサウナツーリズム推進事業収支予算（決算）書

1 収 入

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	差引増減額	内 訳
合 計				

※収入の内容を具体的（会費、入場料等）に記載すること。

2 支 出

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	差引増減額	内 訳
合 計				

年 月 日

様

職 氏 名

年度とっとりサウナツーリズム推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあったとっとりサウナツーリズム推進事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、・・・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・・・・・とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、とっとりサウナツーリズム推進事業補助金交付要綱（令和7年3月4日付第202400288090号鳥取県輝く鳥取創造本部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。